

補助金チェックシート 市長公室

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H27年度 予算額 (千円)
									H24	H25	H26			
1	秘書広報課	丸亀市国際交流協会補助金	丸亀市国際交流協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H3	市と連携して行う急増する外国人の受入環境の整備事業、海外都市交流や国際文化交流等の活動事業の充実。	市と協働で取り組む事業にかかる人件費等が主で、事業費から事業収入や会費等収入を除いた額を補助額としている。	3,000	3,000	3,300	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	3,300
2	秘書広報課	張家港市研修生受入事業補助金	香川県縫製品協同組合	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H12	友好都市提携している中国・張家港市からの技能実習生の受け入れにより、経済交流の促進等に寄与するとともに、縫製業界における安定した経営、活性化を図る。	技能実習生の受け入れ事業に係る補助金。	50	50	50	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業	50
3	秘書広報課	七尾市交流補助金	団体等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H26	平成26年度は七尾市との親善都市締結40周年にあたるので、今後様々な分野でのさらなる交流を推進するため。	七尾市との交流：5名以上の丸亀市の団体が七尾市にて交流事業を行う場合、派遣交流補助金として3千円/人(上限5万円/団体)。5名以上の七尾市の団体が、丸亀市において交流事業を行う場合、受入交流補助金として上限1万円/団体。	0	0	60	(4)統廃合の検討するもの	ウ 類似する補助金等があるもの	0
4	秘書広報課	由利本荘市交流補助金	団体等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H26	由利本荘市とは平成26年2月に友好都市締結を行い、今後様々な分野でのさらなる交流を推進するため。	由利本荘市との交流：5名以上の丸亀市の団体が由利本荘市にて交流事業を行う場合、派遣交流補助金として5千円/人(上限8万円/団体)。5名以上の由利本荘市の団体が丸亀市で交流事業を行う場合、受入交流補助金として(上限1万円/団体)。	0	0	0	(4)統廃合の検討するもの	ウ 類似する補助金等があるもの	0
5	政策課	産学等連携推進事業補助金	団体等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H27	産学官金労など各界各層と連携し、地方創生に向けた様々な施策を検討・推進するため。	企業や大学などから提案された地方創生の取組に対する補助(上限額など補助内容の詳細については、提案内容を見た上で、相手方との協議による)	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	7,000
6	危機管理課	自主防災力強化事業補助金	市内各コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	・コミュニティの自主防災組織が、発災時に有効に活動できるよう、実践的な訓練を行うものに対して、その補助を行うもの。 ・自主防災組織において、中心的役割を担う防災士の育成のため、その養成講座の受講料に対して補助を行うもの。	・訓練に際し使用する資機材、消耗品等の購入経費 ・防災士養成講座受講料	1,956	2,090	2,071	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,630
7	危機管理課	家具転倒防止器具設置支援補助金	全世帯	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	地震発生時における家具等の転倒等による被害から市民の生命及び財産を守るために、家具等を固定することに対する補助を行うもの。	家具等の固定に要する金具等の購入経費に対する助成	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000